

株式売買契約書

ARIUS3D, Inc.
and
ASIAN DREAM, INC.



株式売買契約書

株式売買契約書（以下契約書）は、エリアス3D、デラウェアコーポレーション（以下エリアス）、Asian Dream, Inc.(以下 ADI)、Turks&Caicos Islands の法律の基で組織され存在している有限責任会社（以下 ADI）の間で、2000年7月24日より有効である（以下有効日）。また Merchants Group International Holdings(以下 MGIH)が ADI の代理人をつとめる。

1. 語句の説明

「クロージング」は契約完了日の意味である。

「財務諸表」とは2000年3月31日付けのエリアスカナダの未監査財務諸表、および2000年4月30日締め1か月分の同社の中間財務諸表を意味する。

「物質的悪材料」は一般的事項、事業、運営、資産、（財政的その他の）条件、運営の結果にとって物質的に不利な事項を意味する。

「シェア」とは、エリアスの現行資本構成の如く一連の転換優先株式を指す。

「取引契約書」は、ADI に代わって MGIH とエリアスとの間で締結する株式譲渡契約、投資家権利の権利に関する契約書、株式処分に関する契約書を意味する。

「U.S.GAAP」はアメリカで一般に認められている会計原則である。

2. 優先株式の売買

2.1 購入：ADI の代理人である MGIH によって執行される取引契約書の条件にしたがって、エリアスは優先株式を発行し、ADI に販売し、ADI はエリアスから1株につき1ドルにてエリアスに支払う。支払い方法は小切手又は電信送金とする。

2.2 株券：ADI は合計1,000万株の優先株式を金1,000万ドルで購入することに合意する。全株式譲渡売約および支払い確認を得て、エリアス3DはADI 名義の株式証券を発行する。

2.3 契約完了：本契約は、2000年9月30日午前10時、Suite5300,1999 Bay Street,Commerce Court West, Tronto,Ontario M5L 1B9 のスタイクマンエリオットのオフィスで完了する（完了日）。2000年11月30日以前であれば、発行株総数が2000万株を超えない範囲内で第2次株式募集をする。

3. 契約完了時における受け渡し

a) ADI は、代理人である MGIH を通して、本契約に基づき購入された株の総数

に価する総額を、銀行為替手形、電信送金、銀行保証小切手等の支払方法で、遅滞なくエリアスに支払わねばならない。

- b) エリアスは、AD I に総株数にあたる 1 枚または複数の株式証券を ADI に引き渡すものとする。

4. エリアスの情報公開事項はMG I Hが代行して締結した株式譲渡契約書に記載されている。

5. AD I の情報開示およびAD I の特約事項

AD I は、本契約終了までの期間においてエリアス社に対し下記のことを意思表示する。

- (a) 会社 AD I は、一定の行政管区内の法のもとに正式に登録された法人であり、株主所有者として有資格者である。
- (b) 対立 本契約の締結内容が、AD I の現存の契約等、権利・義務関係に障害がないことを言明する。
- (c) 資格 AD I は、本契約を履行する十分な資格を有する。
- (d) 権限 本契約を実行する役員や株主は本契約を実行する権限を与えられており、従って本契約に基づく金員の支払いと証券受け渡しは有効なものである。
- (e) 投資 この契約は、AD I がエリアス社に対して公表された情報を基にして履行されるものであり、AD I は、この契約を履行することにより、AD I が受領する株式はAD I の裁量のもとに投資目的で獲得するものであって、AD I が受け取り名義人や代理人となるものでもなければ、また株式を再販売あるいは再分配するためでもないし、さらには株式の転売を意図するものではない。AD I は、いかなる第三者に対しても、エリアスの同意なしに、一株たりともそれを転売したり、名義変更、譲渡契約、担保設定等を行なわないものとする。
- (f) 未公開株 AD I は、この契約による証券の譲渡や販売が証券法の第 4 項（2）および第 3 項（b）の適用外であるため、本株式は証券法のもとでの登録は行われぬ。そしてエリアス社がそうした特例事項の適用を受けるのは、本契約におけるAD I の情報開示に基づいている。AD I は、エリアスが発行する現行の証券には公開市場はなく、将来においてエリアスの発行する証券が一般公開される事を保証するものではないことを承知している。
- (g) 株式譲渡制限 AD I は、以下の(a)、(b)の条件もしくはその条件が履行されるときまで、いかなる場合にも株式を処分しないことを確約する。(株式の処分が、証券法(規則 1 4 4 項)あるいはそれに類する規定に基づいて証券取引委員会が発布した規則 1 4 4 項に準ずる場合はその限りではない。)

(a) ADI は、計画する株式の処分について、エリアス社に通知を行い、計画する株式処分にかかわる事情を文書にて提出しなければならない。

(b) ADI は、エリアス社からの要請があった場合、エリアス社に対して、以下の(x)、(y)の趣旨で、エリアス社およびエリアス社の弁護士が十分納得する形で、弁護士による陳述を文書形式で提出しなければならない。

(趣旨) (x) 処分の際には証券法に基づく登録は行わない。

(y) 処分について証券法や適応可能な州法、地方法、あるいは外国法に準じた必要かつ適切な処置を講じた。

前述の文面における譲渡の制限は存在するが、もしADIが合資会社であれば、その構成員、あるいは当契約書の期日以降に退職する、ADIの共同出資者、または退職される共同出資者の資産に対する株式の移管は、これを認めるものとする。さらには、寄贈、遺言、無遺言継承により、上記のような共同出資者の配偶者ないしは直系の子孫ないしは被相続人に対しては、その譲受人が文書の形で、本売買契約書の条項を遵守することに同意した場合に限り株式の移管を認めるものとする。ただし、上記のような移管により、株式の譲渡および売却に際し適用される、証券法の定めるところの特例措置が無効となったり、あるいは株式の移管そのものによって、証券法、あるいは適用可能な証券に関する法律に基づく登録あるいはそれに準じた資格を必要とするのであれば、ADIはここに移管を行わないことを確約するものである。上記に規定される通りに移管される株式を明文化する証書はそれぞれ、証券法の第7項(1)に記される適切な制限事項を満たすものでなければならない。

(h) 経験 ADI、あるいはADIの代理であるMGIHは、以下の(a)~(e)の事項を確約するものとする。

(a) ADI は、財務、業務両面において、エリアスへの株式に対する投資には利点およびリスクが存在するが、それを見極めることのできる知識と経験を有している。

(b) ADI は、ADIがエリアスに対し要求し、株式の購入の是非を決定するのに必要となる、ないしは適切であると考えられる全ての情報をエリアスから既に得ている。

(c) ADI は、エリアスの業務、経営、財政状況について、エリアスの経営陣と既に議論の場を設けた。

(d) ADI は、エリアス社への株式投資に関し、投資リスクが存在することを承知している。

(e) ADI は、自己の財政力において、株式を不特定期間保持し、またその投資において完全なる損失を被ってもそれに耐えうるだけの能力がある。

- (i) 信任投資家 AD I は、証券法に基づいて発布する規則や規定の中にある規定Dの意味する範囲内で、信任投資家としての資格を現在もっており、また期日までそれを持ちつづけるものとする。
- (j) 制限付き証券 AD I は、エリアス社が発行する株式が、未公開市場での売買を通してエリアス社から取得するばあいは、証券法に基づき、「制限付き証券」としての性格を有し、しかも、その株式は、証券法の元で、ある限られた事情を除いては、登録あるいは再販ができないことを理解し、かつ認めているものとする。
- (k) 条項 AD I は、株式の発行に際し、証券法ないしは適用可能な証券に関する法律の適用個所が有効である期限内で、株式に相当する証書全てと、その代替として発行される証書全てが、エリアス社とエリアス社の弁護士が、適用可能な法律ないしはこの売買契約に基づき必要あるいは適切であるとみなす制限つき条項を満たさなければならないことを理解し認めているものとする。なお、この売買契約には、権利の限定を持たずに以下の内容が含まれるものとする。

「これらの証券は、修正条項として、1933年施行の証券法あるいは証券に関する法律に基づいて登録されたものではない。これらの証券は、譲渡や再販に関しての制限を持つものであり、証券法や適用可能な証券に関する法律に定める登録や特例措置に準じた場合を除いては、譲渡もしくは再販を行ってはならない。投資家は、この投資に関して、不特定期間財政的なリスクを負うことがあってもそれに耐えなければならないことがあることを認知していなければならない。これらの証券を発行することで、株式発行者に対し、予定されている譲渡ないしは再販は、証券法と適用可能な証券に関する法律に準じたものであるという趣旨で、弁護士による陳述を文書形式で提出しなければならない。」

その他の条項 株式を明文化した証書は、証券を支配する何らかの州法、地方法、ないしは外国法に準じたいかなる条項にも耐えうるものでなければならない。

- (l) 規則144項 上記パラグラフ(h)の一般法則に制限を与えることなく、AD I は、株式が証券法の規則144項に準じて売却される場合、エリアスが十分に納得できる、一般に認められた形式の、弁護士による陳述書を、そうした条項が証券法や証券に関する法律に基づいて要求されることはもはやないという趣旨で作成し、譲渡代理人に対して送付しなければならないことを理解し、認めているものとする。

6. 諸経費：本契約書の当事者は、各々の法律上、会計上、税金上のアドバイザーへの支払等については各々が責任を持つ。
7. 準拠法：この契約書はデラウェア州法の適用をうける（その解釈や執行が他の司法管轄の法に利害対立するものを除く）。
8. 利得の継承：この契約書上の利益は、それぞれの契約当事者の相続人や遺言執行者、法的個人的代理人、後継者、譲受人に継承される。
9. 通達：本契約にともなう通知、取消状等すべての連絡は、書面でもって、平日の普通の営業時間帯に直接面会によるか速達郵便等によって行われるものとし、相互確認の条件のもとでのファクシミリ送信も可とする。

